

「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 事業全体に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|---|-------|----|---|---|
| 1-1 | | 相互理解等 | 1次 | 配慮書段階では「縦覧期間が終了しても、住民等からの要望があれば、アセス手続きとは別に、事業計画の理解が深まるように、適宜、説明の実施を考えております。」とのことでしたが、これまでにどのような情報提供を行ってきたか・今後どのように行っていく計画か、ご教示ください。 | 配慮書の縦覧終了以降、2022年12月、2023年8月に事業エリアに隣接する自治会を対象に自治会と共同主催にて、合計4回の「学ぶ会兼対話会」を実施いたしました。今後も、地元自治会及び行政等と相談をしながら、各自治会単位での対話会等を通して、本事業における住民の皆様のご理解が深まるよう丁寧に説明してまいります。 |
| 1-2 | | 図書の公表 | 1次 | 貴社ウェブサイトによると、本方法書のインターネットでの公表期間は「意見募集期間を含む2023年11月22日(水)から2024年1月12日(金)」と縦覧期間終了後も閲覧可能となっておりますが、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可能となっております。図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。なお、配慮書段階では、「関係者(住民や自治体等)との相互理解促進も重要と考えており、方法書以降、知的財産保護しながらアセス図書公開期間、ダウンロード及び印刷可能な方法等の諸課題解決に向け模索・検討していきたいと考えております」とご回答いただいていたことを踏まえ、配慮書以降の検討内容がわかる回答としてください。 | 方法書作成にあたり、その公表方法について模索・検討させていただいた結果、アセス書については、事業者の知的財産を有する著作物であるため、印刷やダウンロードについては不可といたしました。しかしながら、関係者(住民や自治体等)との相互理解促進は重要であることから、方法書については意見募集期間中も閲覧可能とするとともに、方法書のあらましを作成しダウンロード・印刷を可能とすることで、利便性の向上に努めました。 |

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|----|-------------------------|----|---|---|
| 2-1 | 5 | 第2.2-1図 | 1次 | 風力発電機の配置が明らかにされていませんが、適切な調査方法(現地調査地点等)の検討には、風力発電機の配置の情報が必要なものもあるため、配置計画を明らかにして方法書手続を実施することが望ましいと考えますので、現段階での風車の配置計画等をご提示ください。 | 風力発電機の配置計画については、事業計画の熟度がまだ低いため、参考情報として審議会でご提示いたします。なお、地権者と未調整のエリアが含まれるため、非公開資料を提示いたします。 |
| 2-2 | 11 | 第2.2-2表 第2.2-2図(1) | 1次 | ブレード下端の高さが20~55.5mと幅が広いですが、理由を伺います。 | 風車仕様が決まっていないため、採用しうる仕様を網羅する形で記載しております。ハブ高さやブレード長を組み合わせた結果、幅が広がっております。 |
| 2-3 | 19 | 第2.2-5図 工事関係車両の主要な走行ルート | 1次 | ルートの終点を対象事業実施区域とした場合、始点をどのように設定し、ルートを決定したのかをご教示ください。なお、図の範囲外に工事関係車両の主要走行ルートは存在しない理由がわかる回答としてください。 | 工事関係車両の主要な走行ルートについては、台数の多いことが見込まれるコンクリートミキサー車を想定して示しておりますが、現段階で工事会社や調達先が決定していないため、始点は近隣市町村の生コンクリート工場付近としております。今後、詳細ルートを検討し、図の範囲外においても多数の工事関係車両が走行することで主要な走行ルートとなる場合は、その範囲についても準備書にて記載いたします。 |
| 2-4 | 20 | (5)樹木伐採の場所及び規模 | 1次 | 樹木伐採の最小化を図ることは分かりましたが、伐採箇所、造成箇所等については可能な限り緑化を図るべきと考えます。緑化に係る事業者の見解と対応方針を伺います。 | 伐採箇所、造成箇所等において、工事後に使用予定のない箇所では緑化可能な範囲は、原則、緑化する方針ですが、地形地質状況を踏まえ行政と協議し、且つ、動植物の専門家等の助言を受け、生態系への影響を可能な範囲で低減できる計画を検討いたします。 |

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|----|--|----|--|---|
| 3-1 | 31 | 3.(1)環境騒音の状況、4.(1)環境振動の状況、4.(2)道路交通振動の状況 | 1次 | 「公表された測定結果はない。」とのことですが、どのような資料を確認した結果、そのように判断されたのか、それぞれご教示ください。 | 「北海道環境白書'22」(北海道、令和5年)及び北海道庁HP、古平町HP、余市町HP、仁木町HPを確認した結果、測定結果が記載されていませんでしたので「公表された測定結果はない。」と判断いたしました。 |
| 3-2 | 45 | 重要な地形・地質 | 1次 | 「積丹半島の海岸」(奇岩怪石・巨石群)と対象事業実施区域との位置関係(最近接距離等)について、ご教示願います。 | 方法書に記載の「積丹半島の海岸」(奇岩怪石・巨石群)の範囲は、日本の典型地形一覧の備考欄に「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」とあったため、その範囲を記載しておりましたが、典型地形位置図の範囲とは異なっていたため修正いたします。修正した「積丹半島の海岸」(奇岩怪石・巨石群)と対象事業実施区域の位置関係は別添資料3-2に示すとおりです。国道229号線に接道する対象事業実施区域の北西の一部が奇岩怪石・巨石群の範囲と重複しております。ただし、重複箇所は既存道路を利用する場所であり、奇岩怪石・巨石群に影響が及ぶような変更は想定しておりません。 |
| 3-3 | 56 | 第3.1.5-4図(2) | 1次 | 区域周辺の沿岸域が海ワシ類の渡りのルートとなっております。このことについての、事業者の見解と、これを受けて調査手法へ反映した部分があればお示しください。 | 区域周辺の沿岸域が海ワシ類の渡りのルートとなっていることは認識しております。このため、渡り鳥の調査においては海ワシ類の渡り時期を考慮した上で、沿岸域にも調査地点を設けるなど、調査手法に反映しております。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|----------|------------------------------|----|--|--|
| 3-4 | 57 | 第3.1.5-4図(3) | 1次 | 区域周辺に、夜間の渡りルートがあることが示されています。夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われませんが、どのように渡りの状況を把握していくのか、調査手法への反映状況をお示しください。 | 夜間の渡り鳥については、主にボイスレコーダーを使用した鳴き声による種の確認を行う予定です。また、可能な範囲で日の出前、日没後の薄暮の時間帯に目視確認に努めることを検討しております。 |
| 3-5 | 83 | 現存植生図 (拡大版：西部) | 1次 | 古平町側にある「造成地」の由来及び現在の状況を伺います。 | 造成地には、もともと古平町営牧場がありましたが、令和元年に用途廃止されて現在に至ります。現在の植生は主にオオヨモギ群落・放棄牧場草本群落、ササ群落(V)、ササ-シラカンバ群落となっております。 |
| 3-6 | 88 89 | ②調査内容 表【調査地域】 | 1次 | ①「中部エリアは(中略)尾根部は全面的に植生自然度が高いと判定されたため、事業エリア検討対象から除いた。」とありますが、本図書での対象事業実施区域においても現存植生図では尾根沿いに植生自然度9の区域が広がっています。予備判読において、北部エリア及び南部エリアが中部エリアと異なる結果となった理由を伺います。 ②今回、南部エリアが事業の対象から外れた理由を伺います。 | ①中部エリアは、北部エリア及び南部エリアと比較し、より高標高でハイマツ群落等の高山植生が面的に広がって分布していたのに対し、北部エリア及び南部エリアはそのような高山植生がまとまって分布しておらず、林道沿を中心に植林や落葉広葉樹の二次林タイプの分布が見られたためです。 ②地理的分断により、両エリアで共通して利用する設備等がなくなり、一体的に計画・管理することは、事業実施上メリットが少ないと判断したため、南部エリアを本事業の対象から外しました。 |
| 3-7 | 89 | 第3.1.5-13表 | 1次 | ①「植生判読・植生図作成」に記載されている、代表的な植生区分において行った植生調査は、この表に記載されている18地点で行った「植生調査(優占種調査)」のことを指しているという認識でよろしいですか。 ②植生調査の結果として、18地点でそれぞれどのようなデータが得られたのか、お示し願います。 | ①ご認識のとおりです。 ②植生調査の結果は、別添資料3-7に示すとおりです。 |
| 3-8 | 96 | 第3.1.5-17図 | 1次 | 詳細が分かりにくくなっていますので、拡大図を提供願います。 | 拡大図を別添資料3-8に示します。 |
| 3-9 | 100 | 第3.1.5-18図 | 1次 | 現存植生図による植生自然度を示していますが、P85-87にある現存植生図よりも明らかに植生自然度9の場所が少なく見えます。この理由についてご教示ください。 | 植生自然度9の場所が少なく見える理由として以下が考えられます。 ・P85-87にある植生自然度図は調査年次が1979年で1981年発行の1/5万植生図が元になっていますが、その後の植生変化(特に林道沿いの森林整備事業等)が反映されていないためです。 ・判読スケールの違いによるためです。(1981年発行の植生図の判読スケールが1/5万に対し、今回の植生判読は1/1.5万で実施しています。これについては、P88に記載の「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について(環生多発第1603312号)」(環境省自然環境局生物多様性センター、平成28年3月31日)では1/5万植生図を使用する場合も含めて植生自然度を利用する際の注意事項として、「植生自然度は作成した植生図のスケールで考案した植生の相観に基づく尺度であり、スケールが異なれば解釈も異なるものになる。例えば、1/5万植生図では自然度8としていた植生(群落)が、現地調査に基づく詳細な図では自然度8と自然度7に分けられることもある。」とあります。)。 ・上記出典において、「北海道の1/5万植生図のエゾイタヤ-シナノキ群落(自然度9)が、1/2.5万植生図では広範囲にシラカンバ-ミズナラ群落(自然度7)と接しており、植生の内容はあまり変わらないのに自然度が異なることがある。」と記載されており、当該地もこれに当てはまると考えられるためです。 |
| 3-10 | 107 | 重要な群落 | 1次 | 「積丹半島海岸断崖植物群落」と、対象事業実施区域との位置関係(最近接距離等)について、ご教示願います。 | 「第3回自然環境調査(昭和63年)Web-GIS 特定植物群落(石狩・胆振・後志(総合)振興局)」(環境省生物多様性センターHP、 http://gis.biodic.go.jp/webgis/)の地理情報データを確認したところ、「積丹半島海岸断崖植物群落」と対象事業実施区域との最近接距離は約20mです。近接している対象事業実施区域は既存の道路となります。なお、風力発電機設置想定範囲との最近接距離は約1.9kmです。 |
| 3-11 | 119 | 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 | 1次 | 古平町、余市町及び仁木町にヒアリングしたとのことですが、出典にはヒアリングの情報がなく、どのような意見があったのか判断できないので、それぞれの町からどのような意見があったのか、参考にご教示願います。 | 古平町役場と仁木町役場へのヒアリングの結果、特に意見はありませんでした。余市町役場へのヒアリングでは、眺望点として民間の観光農園への言及がありましたが、同エリア内かつ対象事業実施区域により近い公共施設(余市農道離着陸場)を眺望点に選定いたしました。 |
| 3-12 | 145 | 第3.2.3-1図 河川等の利用の状況 | 1次 | ①豊浜浄水場及び豊丘浄水場の取水地点について、集水域が事業実施想定区域に含まれており、水源水質への影響が懸念されますが、影響の回避又は低減に対する事業者の見解をご教示ください。 ②白岩町飲料水供給施設は、地下水を水源としていることですが、余市町白岩地区水資源保全地域が事業実施想定区域と重複しており(194ページ)、水源水質への影響が懸念されますので、影響の回避又は低減に対する事業者の見解をご教示ください。 ③水道水源管理者である余市町との協議状況及び今後の協議に係る事業者の見解をご教示ください。 ④梅川水系にある農業用水取水地点の上流は事業実施想定区域内に位置しており、水源水質への影響が懸念されますが、利水者との協議状況及び今後の協議に係る事業者の見解をご教示ください。 | ①造成工事の際に一時的に裸地が発生することで降雨時に河川等へ濁水が入る可能性があります。沈砂池等の環境保全措置を講じるとともに河川から十分な距離を離隔することで、周辺河川への影響の回避、低減に努める工事計画といたします。また、今後、周辺河川の調査を行い、河川への影響予測及び評価を実施いたします。 ②本事業では地下水脈に影響を与えるような大規模改変は行わない計画ですが、水脈に影響を与えないよう関係機関と協議の上、適切に工事を実施いたします。 ③余市町経済部商工観光課を通して水道管理者に対して情報提供をしています。今後も継続して情報提供・協議を実施いたします。 ④昨年、農業協同組合に事業に関する説明をしています。今後も継続して情報提供・協議を実施いたします。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|------------|--|----|---|---|
| 3-13 | 149 | 2 地下水の利用状況 | 1次 | 井戸の詳細な位置に関する情報は得られなかったとのことです。157ページの住宅の配置の概況図からは、事業実施想定区域内及びその周辺に住居等が確認されます。これらの住居等において飲用井戸を利用している場合、その水質への影響は懸念されないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 | 工事中の造成による一時的な濁水の発生については沈砂池等の対策により濁水等が外部に流出しないような措置を講じること及び地中まで至る造成箇所は基礎杭に限定され地下水脈に及ぼす影響は極めて小さいと考えられることから、飲用井戸への影響はほとんどないと考えております。 |
| 3-14 | 151 | 第3.2.4-1 主要な道路の状況 | 1次 | 番号①、③、⑧及び⑩について、「調査区間」と「工事関係車両の主要な走行ルート」との重複状況がわかる図を別添資料としてお示しください。 | 「調査区間」と「工事関係車両の主要な走行ルート」との重複状況は別添資料3-14に示すとおりです。 |
| 3-15 | 178 181 | c. 自動車騒音の要請限度 c. 道路交通振動の要請限度 | 1次 | 規制地域は、対象事業実施区域内にはないとのことです。大型資材等の搬入車両の主要なルート、及び工事関係車両の主要な走行ルートが規制地域内に位置するのかわ、それぞれご教示ください。 | 工事関係車両の主要な走行ルートは規制地域内に位置します。工事関係車両の主要な走行ルートと規制地域は別添資料3-15に示すとおりです。また、大型資材等の搬入車両の主要なルートについても小樽市、岩内町、共和町、倶知安町の一部に規制地域の指定があります。 |
| 3-16 | 221 222 | 図 土砂災害危険箇所の指定状況 図 国土防災に係る指定区域等の指定状況 | 1次 | 土石流危険渓流について、古平町側の風力発電機設置想定範囲の南端部がこの区域と重複していますが、風力発電機設置の範囲から除外していない理由を伺います。 | 土石流危険渓流については、法的な制限のないエリアのため風力発電機設置の範囲から除外していませんが、今後詳細設計の中で、関係行政と協議し当該土石流危険渓流内での風車設置を避けることを基本方針として検討いたします。 |

4. 「第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|----|---|-----|----|------|-------|
|----|---|-----|----|------|-------|

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|----|---|-----|----|------|-------|
|----|---|-----|----|------|-------|

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|-----|---------------------------------|----|---|---|
| 6-1 | 316 | 第6.1-6表 | 1次 | 放射線の量について、「空間放射線量率の高い地域は確認されていない」とありますが、P127に記載されている結果からそのように判断された根拠をご教示ください。 | 「発電所周辺の安全確認等に関する協定に基づく環境放射線の測定結果 令和3年度」（北海道、令和4年）」によれば、平成25年4月～令和3年3月における過去の測定値の範囲は下記のとおりです。 ・古平町浜町：月平均19～34nG/h、最大値105nG/h、 ・余市町朝日：月平均23～42nG/h、最大値131nG/h、 ・仁木町西町：月平均20～38nG/h、最大値147nG/h P127に記載している令和3年度の結果はいずれも月平均は上記の範囲内であり、最大値は超えていないことから、高い地域は確認されていないと判断いたしました。 |
| 6-2 | 317 | 6.2.3稼働中及び計画中の風力発電事業との累積的影響について | 1次 | ①騒音について、315ページでは、影響要因の区分が複数該当しますが、累積的影響に関しては、どの影響要因の区分を対象に検討するのか、理由も含め事業者の見解をお示しください。 ②累積的影響の項目並びにその手法について、どのように検討することを想定されているか（参考文献や専門家等へのヒアリング実施有無など）をご教示ください。 ③他者事業の情報入手について、他の事業者との協議状況及び今後の協議に対する事業者の見解をご教示願います。 ④対象事業実施区域周辺における事業（21ページ）には既に運転開始している事業が2事業ありますが、これらとの累積的影響についても今後検討する（方法書において調査・予測・評価の具体的な内容を記載する必要はない）と判断された理由をご教示ください。 | ①騒音の累積的影響については、他の風力発電施設と本事業の風力発電施設が同時に稼働することが想定されることから「施設の稼働」を対象に検討いたします。 ②累積的影響については、現在計画中の風力発電事業に関する熟度の高い事業計画等の情報が得られる場合には、「風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集（平成29年12月 環境影響評価審査の検証風力発電所事例集検討委員会）」に記載のとおり、環境要素ごとに整理するとともに、最新知見で得られる情報や専門家ヒアリングを基に実施することを検討いたします。各項目の現時点の整理は以下のとおりです。なお、現在計画中の風力発電事業に関する情報は方法書P21, 22のとおりです。 ・騒音、超低周波音：他事業の風力発電機の配置、騒音パワーレベル等の情報を可能な限り入手し、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音の累積的な影響を評価する。 ・風車の影、景観：他事業の風力発電機の配置、サイズ等の情報を可能な限り入手し、供用後の風車の影、景観の累積的な影響を評価する。 ・鳥類：他事業の風力発電機の配置、サイズ等の情報を可能な限り入手し、供用後の衝突確率について累積的な影響を評価する。 ③现阶段で他事業者との協議は開始しておりませんが、今後現地調査の結果も踏まえ、協議申し入れを検討しております。 ④既に運転開始している2事業との累積的影響については予定しておりますが、現時点で他事業者と協議を開始しておらず、どういった情報が得られるか定かでないため、今後検討するとして具体的な記載は行っておりませんでした。準備書では具体的な内容を記載したいと考えております。なお、既に運転開始している事業の影響については現況調査において現況に含まれる形で得られると考えております。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|------------|--|----|---|--|
| 6-3 | 327 | 第6.2-1表(11) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 | 1次 | 参考文献としていくつか例示がありますが、これらの文献は確認されたのでしょうか。 また、専門家が「着目するとよい」としている種の中に、シャコタンオオルリオサムシ等が挙げられていますが、こちらについて文献等による調査を行っているのでしょうか。 | 専門家から例示された参考文献については入手できた「完本北海道蝶類図鑑」（北海道大学出版会、2016）については確認しております。その他、北海道トンボ研究会、道南昆虫同好会の会報等については現時点で入手できておらず確認できておりません。専門家から「着目するとよい種」のうちオオゴマシジミ、シャコタンオオルリオサムシ、アイヌキンオサムシについては収集した文献で確認されております。「着目するとよい種」については、専門家のアドバイスに留意した上で現地調査を実施する予定です。 |
| 6-4 | 332 | 第6.2-1表(16) 【水質】 | 1次 | ①専門家等からの意見において、古平川下流の下水処理場処理水の放流口の位置も考慮しておいた方がよい、とありますが、「考慮する」とは具体的にどのような対応が望ましいという意見であったのかをご教示ください。 ②また、現地踏査では放水している状況は確認できなかったとのことですが、下水処理場は現在稼働していないということでしょうか。現地踏査結果を踏まえ、専門家等意見に対しどのような対応をされたのかをご教示ください。 | ①専門家に具体的には以下のご意見をいただきました。 「降雨時調査時に下水処理場からの排水流量・濁りが高いようであれば、調査地点を上流へ変更した方がよい。」 ②下水処理場は稼働しておりますが、処理場からは暗渠により古平川へ排水されていると考えられ、現地踏査時には排水先を確認することができませんでした。今後の対応としては、古平町下水道管理センターへヒアリングを行い排水先を特定し、降雨時に安全性が確保できる調査地点の設定可否について検討したいと考えております。 |
| 6-5 | 333 339 | 第6.2-2表(1)、(7) 調査、予測及び評価の手法【交通騒音/振動】 | 1次 | 2.(1)の【現地調査】について、発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)では、「天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。」とされていますので、これらの項目を調査することに対する見解をお示しください。 | ご指摘の調査については文献調査の一環として、交通騒音・振動の調査時の天気、風向・風速、気温、湿度を最寄の気象観測所よりデータ収集いたします。 |
| 6-6 | 334 340 | 第6.2-2表(2)、(8) 調査、予測及び評価の手法【交通騒音/振動】 | 1次 | 5.(1)の【現地調査】について、 ①「平日及び土曜日」とされていますが、日曜・祝日は工事関係車両の出入りはないと解してよろしかったでしょうか。また、22時～6時の間は工事関係車両の出入りはないと解してよろしかったでしょうか。 ②「道路交通騒音(振動)」の状況を把握できる日として、具体的にどのような日を選定されるのかをご教示ください。 | ①原則、日曜日は休工の予定ですが、祝日は工事を実施する可能性があります。平日等と比較し工事車両台数は少ないため、影響は軽微であると考えております。 また、風力発電機本体の大型パーツの輸送時等ごく限られた期間に交通量の少ない22時以降の夜間に実施する場合があります。大型パーツの輸送は加速・停止の少ない低速での走行であり、走行台数も想定できる最小限の台数の輸送であること及び一時的であることから、影響は一時的かつ軽微であると考えております。 ②環境省の「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(道路に面する地域編)」に基づき1年を代表すると思われる、交通量が平均的な状況となる日を選定いたします。具体的には天候等が安定している秋季もしくは春季と想定しております。 |
| 6-7 | 335 | 第6.2-2表(3)、調査、予測及び評価の手法【建設騒音】 | 1次 | 5.(1)の【現地調査】について、「騒音の状況を把握できる時期及び期間」として、具体的にどのような期間を設定するのかをご教示ください。なお、季節に対する見解や土曜・日曜・祝日を休工とするかを含めた回答としてください。 | 現地調査時期としては天候が安定している季節で設定いたしますが、夏季は蝉の声等の影響が大きいため春季または秋季に実施する予定です。また原則、日曜日は休工の予定であるため、それ以外の曜日に調査いたします。 |
| 6-8 | 336 | 第6.2-2表(4)、調査、予測及び評価の手法【建設騒音】 | 1次 | 10.(2)において、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合性について検討されるとしていますが、「発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)において検討するとされている「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合性に関する評価は不要と判断された理由をご教示ください。 | 「発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)に記載の評価の手法には『「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)との整合性が図られているかを検討する(騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域を除く)。』とあります。対象事業実施区域は指定区域に定められていないため、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合性に関する評価は不要と考えておりますが、本事業においては生活環境を保全する観点から「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合性について検討いたします。 |
| 6-9 | 337 | 風況 | 1次 | 風況観測塔による風況データ収集は、どの程度の高度で行われるのでしょうか。 | 約60m高さの風況観測塔を標高約660m地点に建設いたします。風向計、風速計は、地表から30～57mの複数高さに設置しデータ収集する予定です。 |
| 6-10 | 338 341 | 第6.2-2表(6)、(9) 調査、予測及び評価の手法【施設騒音/超低周波音】 | 1次 | 5.(1)【現地調査】について、 ①施設騒音と超低周波音の調査期間は同一期間とするかについて、ご教示ください。 ②72時間の測定において、平日及び休日の測定とすることをご教示ください。なお、回答にあたっては、そのように判断された理由をあわせてご教示ください。 | ①騒音と超低周波音の調査は基本的には同一期間に実施いたします。 ②測定期間は、環境省「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に従い、有効風速範囲における残留騒音の測定として有効な日数として昼夜間とも3日間以上確保できる期間とし、平日・休日問わず実施いたします。 |
| 6-11 | 338 342 | 第6.2-2表(6)、(10) 調査、予測及び評価の手法【施設騒音/超低周波音】 | 1次 | 10.(2)において、古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則による事業規制条件(196、197ページ)との整合性について評価する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 | 「古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づく評価も実施いたします。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|-----|-------------------------------|----|---|---|
| 6-12 | 342 | 第6.2-2表(11)調査・予測地点の設定根拠(大気環境) | 1次 | <p>①道路1～3地点について、どの規制地域区分に位置するのかをご教示ください。</p> <p>②環境1～4地点は全て風力発電機設置想定範囲との位置関係を元に設定されていますが、対象事業実施区域内に住居等が存在することを踏まえ、建設機械の稼働による影響を把握する地点として、十分な地点が設定されていると考える理由をご教示ください</p> <p>③風力発電機設置位置を絞り込んだ結果、風力発電機に最近接となる住居等が変更となる可能性があると考えますが、施設騒音・建設騒音の調査地点の変更に対する事業者の見解をご教示ください。</p> | <p>①道路1,2は騒音規制法に基づく規制区域の第3種区域に、振動規制法に基づく規制区域の第2種区域に指定されています。道路3は区域の指定はされていません(「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」(http://edb.pref.hokkaido.lg.jp/hkdssa/SSA_map.aspx?city_code=01408)より)。</p> <p>②現地調査の地点としては、対象事業実施区域の北・南・西方向で設定した環境1～4において現状の騒音状況を把握できるものと考えております。建設機械の稼働による影響については、調査・予測地点のみならずコンター図(等音線図)を示すことで、周辺住居等への騒音影響を網羅的に把握できると考えております。</p> <p>③施設騒音の影響については、調査地点を風力発電機設置想定範囲から南を除く各方向に最寄の住居等を設定しておりますので、基本的に最寄の住居等が変更となる可能性はないものと考えておりますが、変更がある場合はその地点での予測評価を行います。建設騒音の影響については②のとおりコンター図(等音線図)を示すことで、周辺住居等への騒音影響を網羅的に把握することを考えております。</p> |
| 6-13 | 343 | 第6.2-1図大気環境の調査位置(騒音等) | 1次 | <p>①道路騒音測定地点について、国道229号と道道228号の合流区間が最も工事関係車両の交通量が多くなるのではないのでしょうか。この区間に調査地点を設ける必要はないのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②19ページに示された工事関係車両の主要な走行ルート(東側の部分は、本図には示されていませんが、本図には示されていない範囲に交通騒音・振動の調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>③仁木町内の国道5号沿いに交通騒音・振動の調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>④余市駅周辺の類型指定範囲内に交通騒音・振動の調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> | <p>「発電所アセスの手引」には、調査地域として「工事用資材等の搬入に用いる自動車が集まる対象事業実施区域周辺の主要なルートを踏まえ、適切に設定する」、予測地域としては「原則として、工事用資材等の搬入に用いる自動車が集まる対象事業実施区域周辺の主要なルートのうち、一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬入に用いる自動車の割合が大きいルートとする」とされています。</p> <p>上記を踏まえ、今回の騒音等調査地点を設定した根拠としては、国土交通省が実施した至近の交通量調査結果によると、騒音等調査地点と比べご指摘の区間の方が交通量が多いため、より工事車両の割合が大きいルートを調査地点として設定いたしました。</p> <p><各騒音等調査地点における交通量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路1：348台 ・道路2：3,771台 ・道路3：調査結果無(周辺居住者の利用が主のため少ないと想定) <p><交通量調査結果(抜粋)>(別添資料6-13)</p> <p>①国道229号と道道228号の合流： 13,474台(推定)</p> <p>②国道5号：11,516台 道道753号：6,055台</p> <p>③国道5号(仁木町内)：7,629台</p> <p>④国道5号(余市駅周辺(類型指定範囲内))： 10,103台</p> <p>⑤風況観測塔候補地点は対象事業実施区域内で標高の高い地点であり本事業全体の風況を把握する地点として適切であると考えております。</p> |
| 6-14 | 344 | 第6.2-2表(11)、調査・予測及び評価の手法【水環境】 | 1次 | <p>4.【現地調査】について、降雨時の採水地点数は、水質1～6、11及び補助点1～5の計12地点と解してよろしかったのでしょうか。</p> | <p>降雨時の採水地点に水質10が欠落しておりました。採水地点数としては以下となります。</p> <p>「水質1～6、10、11及び補助点1～5の計13地点」</p> |
| 6-15 | 346 | 第6.2-2表(13)、調査・予測及び評価の手法【水環境】 | 1次 | <p>5.(1)【現地調査】において、降雨時に1回計画されていますが、降雨時の採水のタイミングをどのように決定されるのかをご教示ください。</p> | <p>降雨時の採水のタイミングは、作業の安全性を考慮して日本気象協会が発表する古平町、余市町の雨量予測を確認し、日累計雨量30～50mmを対象に実施する計画で検討しております。また、一降雨時において採水のタイミングは、河川流量の上昇時、ピーク時、降下時の頻度とし、間隔をおいて行う複数回の調査時に、河川水位にて流量変化を確認した上で、それぞれのタイミングを抽出する計画としております。</p> |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|-----|---------------------|----|---|---|
| 6-16 | 348 | 第6.2-2図(1)水環境の調査位置 | 1次 | 水質1、水質4及び水質11の調査地点がある河川について、農業用水取水地点や水道用水取水地点よりも上流側に調査地点を追加する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 | 第6.2-2(1)図に示す「水質1」については、可能な限り農業用水取水地点より上流とするため、農業用水取水地点及び上流側の現地確認を行い、安全確保が可能なアクセスルートを確認の上、実施の可否を検討いたします。 「水質4」については、上流に豊浜浄水場取水地点があるものの、上流は民有地であり、地権者との調整ができていないため現地地点で設定しております。地権者と調整を行い、取水地点より上流で調査地点を設けるよう今後調整を予定しております。 「水質11」については、上流に豊丘浄水場取水地点があるものの、方法書の届出段階では降雨時に現地地点より上流での調査が安全管理上困難と判断しております。その後の余市川浄水場へのヒアリングにより、安全にアクセス可能なルートが確認できましたので詳細地点を検討の上、取水地点より上流で設定いたします。 |
| 6-17 | 350 | 第6.2-2表(15) | 1次 | ①5. 調査期間等の選定の理由にて、風力発電機の稼働による風車の影の状況を把握できる時期とした、とありますが、年1回の現地調査が適切な時期についてご教示ください。 ②予測地域を風力発電機設置想定範囲から2.0kmの範囲とする根拠として平成25年にまとめられた資料を用いていますが、発電機が当時より大型化していること、また、発電機の設置位置が尾根上を想定していると思われることから、高低差により影響範囲は広くなると考えますが、見解を伺います。 | ①風車の影の現地調査は周辺の住居の立地状況等の土地利用状況等を把握する調査であるため、樹木が落葉して立地状況等が確認しやすい秋季に1回実施することを想定しております。 ②「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年）に示される海外の先行事例においては、風力発電設備から900m～2,000mを予測範囲とした事例が例示されるとともに、同文献に示される「Planning for Renewable Energy: A Companion Guide to PPS22」（Office of the Deputy Prime Minister, 2004）においては、風車の影の影響は「風力発電機のローター直径の10倍」の範囲で発生するとされております。本事業ではローター直径（最大158m）の10倍となる1.58kmを一つの目安として、これら文献に示される知見を参考に、それよりも広い2kmを予測範囲として設定しておりますが、今後、詳細な風力発電機の仕様を検討し、高低差により影響範囲が広がることも考慮した上で風車の影の予測を行います。 |
| 6-18 | 353 | 調査の基本的な手法 | 1次 | コウモリ類以外の哺乳類の捕獲法として、シャーマントラップのみを実施することとありますが、非常に小型の哺乳類については、シャーマントラップが起動しないことがあります。過小評価を防止するために墜落かんを併用すること、また調査地点の環境によって捕獲数に大きな差が生じることなどから、墜落かんの設置数は、一地点あたり（環境区分毎に）少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。 | 方法書P323の専門家の意見として「小型哺乳類の調査のために、墜落缶を用いることについては、捕獲した生物が死んでしまう可能性があるため、実施の必要性は低いと思う。」とのことであったため、調査手法として墜落缶トラップを実施しないことといたしました。墜落缶トラップを使用した場合は捕殺することが避けられないため、鳥獣保護法の理念に基づき計画していませんでしたが、審査会等で必要と判断される場合は、哺乳類の捕殺を最小限に留める観点から、1回もしくは規模を下げて実施して、目的の小型哺乳類が捕獲されて相としての把握が十分できた段階で以降の墜落缶トラップは実施しないことを検討いたします。 |
| 6-19 | 355 | 第6.2-2表(19)【コウモリ以外】 | 1次 | 自動撮影法の調査時期を冬季以外としていますが、p.324の専門家ヒアリングでは、「夏と冬の撮影頻度の違いを確認すると良い」とあります。本意見を得た上で冬季を調査対象外とした理由をご教示願います。 | 自動撮影法(カメラトラップ)については、無積雪期である春季～秋季において連続して常時設置することにより、調査地域における中大型哺乳類相の生息状況を把握することができるものと考えております。なお、専門家ヒアリングでは、獣害予測を検討する場合において、夏季と冬季の撮影頻度の違いについてご意見を頂いたところです。獣害影響については、本環境影響評価における検討の対象外ではありますが、地元行政、地域住民の皆様のご関心が高い事項でもあることから、別途、獣害対象動物の生育状況について把握する予定としております。冬季の積雪期間は、先述したカメラトラップのデータ回収を行うことが困難であり、どこまでデータが取得できるかは不確定ではありますが、冬季期間中も設置・記録を継続しデータの取得に努め、専門家のご意見を踏まえた獣害影響の検討に活用することといたします。 |
| 6-20 | 355 | 第6.2-2表(19)【コウモリ】 | 1次 | p.319の専門家ヒアリングに、コウモリの調査についての意見がありますが ①「1年目で録音調査を実施し、その結果を見て2年目に生息が確認された地点を集中して実施するのがよい」とありますが、そのように2年に分けて調査する予定はあるのでしょうか。 ②「録音調査は冬期も継続して通年実施するのがよい」とありますが、本意見を反映せず、冬期間の調査を実施しないとした理由をご教示願います。 | ①環境省総合環境政策局環境影響評価課が平成22年に行ったアンケート調査(条例アセス対象244件)によると、コウモリ類の調査の実施期間はそのすべてが1年未満であったことから、1年間実施するのといたします。調査結果を踏まえ、以降の対応を検討したいと考えております。 ②冬期間については、通常、冬季はコウモリの活動が低下するため録音調査は実施しないことが多いですが、専門家からのアドバイスを踏まえ、試行として秋季のデータを回収後、冬季期間中もバットデテクターの設置を継続いたします。翌春に冬季のデータを取得することで、可能な範囲でデータ確認を行い、影響予測に活用いたします。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|---------|-----------------------------------|----|--|---|
| 6-21 | 356 | 第6.2-2表(20) 【魚類・底生動物】 | 1次 | ①魚類の調査時期は、日本海さけ・ます増殖事業協会に放流日を確認して設定したという認識でよろしかったでしょうか。 ②調査時期は6月上旬及び9月下旬頃が適している旨の専門家意見がp.326にあります。調査時期は降雪や融雪のタイミングに左右されるものと思われそうですが、専門家が最適とした時期から少しずらして調査時期を設定した理由についてご教示願います。 | ①詳細な放流日を現時点では確認できておりませんが、事前に放流を実施される余市郡漁協及び東しゃこたん漁協に確認の上、詳細な調査日程を設定いたします。 ②調査時期を放流日の状況、雪代増水による増水状況を鑑み、水量が安定する5月下旬、サクラマスの産卵時期も考慮に入れ10月上旬までの調査を想定し記載しておりますが、6月上旬、9月下旬も調査期間として視野に入れて実施いたします。 |
| 6-22 | 357 | 予測の基本的な手法 | 1次 | 施設の稼働に係る鳥類への影響に関する予測手法として、環境省の手引き等に基づき、風車への衝突確率等の推定を行うことが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われそうです。したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと思います。今後の、貴社の対応方針を回答願います。 | 準備書においては、風車への衝突確率等の推定結果と風車の配置との関係が分かるように図示いたします。また土地の状況、他環境要素の影響も踏まえつつ、風車への衝突の影響を回避又は低減できる配置を総合的に検討し、その結果を記載いたします。 |
| 6-23 | 360 | ザリガニ | 1次 | 環境DNAは感度が高すぎて、現在は生息していなくても検出されてしまうことはないでしょうか。 | 流水でない瀬んだ場所では、ザリガニの遺骸などがあれば、現状で生息していなくても検出される可能性はあります。このため、捕獲調査の補足調査としての位置づけで環境DNAによる調査を実施し、捕獲調査結果と合わせて、生息の可能性について総合的な判断をいたします。 なお、環境DNAを採水する地点は流水がある場所とし、コンタミネーションを防ぐ対策を行い実施いたします。 |
| 6-24 | 361 | 調査地点の設定根拠 | 1次 | ①植生凡例番号01、03、06、10、16、18、19について、風力発電機設置想定範囲に含まれていますが、候補地点1が設定されていません。同様に01、03、06、07、10、14、16、18、22については、候補地点2が設定されていません。特に自然植生のササダケカンパ群落については、当該範囲内に約20ha含まれており、調査を行う必要は無いのでしょうか、事業者の見解を伺います。 ②他の分類群の設定根拠のように、何を把握するために候補地点を選定したのかをご教示願います。また、本表の面積比率と候補地点数やコドラート調査地点数の関係について、分かりやすく説明いただくことは可能でしょうか。 | ①候補地点1及び候補地点2の設定において、植生凡例を全て網羅していないのは、環境類型毎の動植物相の把握と定量的データ取得を目的としているためであり、本表で地点設定していない植生凡例については、p363-364に示した動物踏査ルート設定根拠で示したように、ルート調査により対象事業実施区域における動植物相を把握できるものと考えております。なお、ササダケカンパ群落については、典型林分に到達することが困難と予想されることと、ササが密に繁茂していることから、捕獲法、トラップ法、自動撮影法、ポイントセンサス法には不向きと判断しております。 ②何を把握するために候補地点を選定したのかについては、下記記載の目的と地点設定根拠のとおりです。 ・本表のコドラート調査は、動植物の生息基盤としての植生を把握すること及び、現存植生図作成を目的として、風力発電機設置想定範囲に含まれている全ての植生凡例について2地点以上調査を実施いたします。 ・本表の捕獲法、トラップ法、自動撮影法、ポイントセンサスを実施する候補地点1及び候補地点2は、環境類型毎の動植物相の把握と定量的データ取得を目的として、風力発電機設置想定範囲に含まれている環境類型毎に3地点以上の調査を実施いたします。環境類型は本票区分にある落葉広葉樹自然植生、落葉広葉樹代償植生、溪畔林、植林、草地自然植生、草地代償植生といたします。ただし、草地自然植生は面積が小さいため2地点として計画いたしました。判読が正しいかどうか現状を踏まえた上で必要に応じ増減することを考えております。 |
| 6-25 | 370-373 | 調査位置（鳥類） | 1次 | 各調査地点からの可視領域（空中が見える範囲、地表が見える範囲）を示した図、及びそれらを調査毎に統合したものをお示しください。 | 各調査地点からの可視領域を示した図は別添資料6-25のとおりです。 |
| 6-26 | 378-380 | 第6.2-4図(14)～(16)動物の調査位置（魚類及び底生動物） | 1次 | 水域がわかるよう、河川等を本図に重ねた図をご教示願います。 | 別添資料6-26に示します。 |
| 6-27 | 379 | 調査位置（ザリガニ） | 1次 | 定量採取法のルート上にある渓流域について、どの程度の水の流れば調査対象とするのでしょうか。 | ルート上の沢について、表面が濡れており、ザリガニの生息可能性の高い河床環境の沢を調査対象といたします。 |
| 6-28 | 382 | 第6.2-2表(32)調査、予測及び評価の手法【植物】 | 1次 | 「植物相の調査は早春及び晩春の2回実施するとよい」と専門家からの意見がありますが、春季調査を1回のみとした理由をご教示願います。 | 春季調査については、1回の想定としておりますが、標高差もあり斜面方位等で雪解けの時期が異なることから、調査ルートごとに適切な時期にずらして実施いたします。また、同じルートにおいても、斜面方位や地形により雪解けの状況が異なるため、1回の調査で早春、晩春の植物を確認できると考えております。 |
| 6-29 | 390 | 2.調査の基本的な手法(2)【現地調査】 | 1次 | クマタカで「ペリットが採取できた場合」とありますが、営巣木の直下で調査を行うということでしょうか。 | 営巣木の直下で調査を実施し、ペリットや餌痕跡等の採取を行うことを考えております。なお、調査による営巣放棄がないよう、繁殖終了後に調査を実施する予定です。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------|-----------------|----------------------------------|----|---|--|
| 6-30 | 392 | 典型性注目種 | 1次 | ①カラ類は、上位種の餌対象とならないのでしょうか。 ②改変エリアの利用について、ネズミ類は尾根部であれば森林であっても利用は少ないということでしょうか。 | ①ツミ、ハイタカ等小鳥類を捕食する小型の猛禽類では餌対象になると考えますが、今回上位種の対象とした大型猛禽類のクマタカでは主要な餌対象にならないため、上位種の餌対象とならないといたしました。また、当該地のカラ類の主な天敵はアオダイショウであると推定しております。 ②ネズミ類の改変エリアの利用については、他の環境と比較して特に尾根部が良く利用されることはないと考え、「一部該当する」といたしました。 |
| 6-31 | 399 | 第6.2-2表(42) 調査、予測及び評価の手法【景観】 | 1次 | 調査期間としている4季について、降雪や融雪のタイミングにも左右されると思いますが、それぞれ何月を想定しているのかご教示願います。 | 4季調査については、春季5月、夏季8月、秋季10月、冬季12月(若しくは3月)を基本に、その年の融雪等の状況を踏まえ実施することを想定しております。 |
| 6-32 | 400 | 第6.2-2表(43) 調査、予測及び評価の手法【景観】 | 1次 | 予測の基本的な手法について、「フォトモンタージュによる視覚的な表現手法により影響を予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモンタージュを活用したアンケートは実施されるのでしょうか。影響予測の手法について具体的に教示願います。 | 景観の影響予測については、主要な眺望点から撮影する現況の眺望景観の写真に、将来の風力発電機の完成予想図を合成するフォトモンタージュを作成し、現状と将来の写真を比較できるように準備書に記載するとともに、予測対象の眺望点から風力発電機を眺望した場合の垂直視角、水平視角、景観資源の視認状況を示し、これらを踏まえ予測する予定です。フォトモンタージュを活用したアンケートは現時点では想定しておりません。 |
| 6-33 | 401 | 第6.2-2表(44) 景観調査地点の設定根拠 | 1次 | ふれあい遊トピア公園を風車が視認できないとして調査地点に設定していませんが、スキー場としての利用があることを考えると、可視領域内となるリフトの終点からの眺望を踏まえて調査地点を検討する必要はないのでしょうか。 | ふれあい遊トピア公園のスキー場(リフトの終点)は、可視領域内にあるものの、現在スキー場は営業休止しており、スキーシーズンにおいてもリフトが稼働しておらず、施設の維持管理がされていない状況となります。その状況下で現地調査のために立ち入ることは調査員の安全確保が困難であると考えております。同地点からの景観影響については、比較的同じ方角に位置し、かつ風力発電機設置想定範囲に近い「仁木町民センター」及び「フルーツパークにき」にて影響評価が可能と考えております。 |
| 6-34 | 403 ~ 405 | 第6.2.2表(45~47) 【人と自然との触れ合いの活動の場】 | 1次 | 調査期間にある「利用状況を考慮した時期」とは、調査地点それぞれ何月頃を想定しているのかご教示願います。また、「工事関係車両の交通量が最大となる時期」はどの工程を想定しているのかもご教示願います。 | 「浜中モイレ海水浴場」は海水浴シーズンである7月又は8月を想定しておりますが、各施設の施設管理者にヒアリングを行い利用者が多い月に調査を実施する予定です。なお、休業中の「家族旅行村」については、過去の利用状況の情報を収集することで把握する予定です。また、「工事関係車両の交通量が最大となる時期」は、今後検討する工事計画により決定されますが、1日の工事車両の通行が最大となる時期を想定しており、風力発電機の基礎工事に伴うコンクリート打設時が想定されます。 |
| 6-35 | 405 | 第6.2-2表(47) 【人と自然との触れ合いの活動の場】 | 1次 | 現地調査の調査地点に現在休業中の家族旅行村が選定されていますが、休業中の施設において利用状況をどのように把握する予定でしょうか。施設の再開の目的が立っており、再開され次第調査するのか、それとも休業している状態で調査されるのかを示した上で、利用状況把握の具体的な方法をご教示願います。 | 施設管理者へヒアリングを行い過去の利用状況について把握する予定です。また、現地調査期間中に再開される場合は、その中で利用者数が多い月を対象に調査を実施し、過去の利用状況と合わせて調査結果を整理する予定です。 |

7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|-----|---------------------------------|----|---|--|
| 7-1 | 451 | 第7.1-3表(24) 住民等からの意見の概要及び事業者の見解 | 1次 | 本事業の「あらし」がWebで公表されていますが、印刷されたものを縦覧場所に設置するなど、インターネットを使用しなくても閲覧が可能な状態になっているという認識でよろしかったでしょうか。 | 本事業の「あらし」については、WEBで公表するとともに、印刷したものを縦覧場所に設置することで、インターネットを使用しなくても閲覧が可能な状態としています。また、法定説明会においても参加者全員に配布することで、方法書の幅広い周知に努めています。 |

8. その他に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|----|---|-----|----|------|-------|
|----|---|-----|----|------|-------|